

婦人保護施設の概要

1 目的及び対象

婦人保護施設は、要保護女子を収容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。(売春防止法第36条)

また、平成14年4月からは、配偶者からの暴力被害者の保護を行うことができることとなった。(配偶者暴力防止法第5条)

○ 婦人保護事業の対象者 (平成14年3月29日 雇児発第0329003号 雇用均等・児童家庭局長通知)

ア 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者

イ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者

ウ 配偶者(事実婚を含む。)からの暴力を受けた者(配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。)

エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者

2 施設数

全国51か所(41都道府県)(平成14年度4月1日現在)

3 婦人保護施設在所者の状況 (平成13年度)

入所定員	延人員(1日平均)	平均入所率
1,569人	270,454人(741人)	47.2%

※延人員には同伴する家族含む。

4 在所者の主訴別入所内訳

総数	売春、不純異性交遊	夫等の暴力	離婚問題、家庭不和	帰宅先なし、住居問題	経済関係	医療関係	子どもの問題	親族間の問題	その他
(100%) 1,800	(2.3%) 41	(32.6%) 586	(4.2%) 76	(29.8%) 536	(9.3%) 168	(7.0%) 126	(2.2%) 40	(2.5%) 45	(10.1%) 182

※在所者とは、前年度末在所者と平成13年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

5 施設形態(婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準)

婦人保護施設には、居室のほかに調理室、浴室等があり、施設長、指導員、調理員等の職員が配置されている。